

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書（案）

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等住居確保要配慮者は増え、頻発する災害による被災者への対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、家賃の支払に悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、国において、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

1. 住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえ、住居確保給付金の支給期間（最長9カ月）の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
2. 住居確保給付金の受給者や低所得のひとり親家庭など住まいの確保に困難を抱えている人が住んでいる家をそのままセーフティネット住宅として登録し、転居することなく、公営住宅並みの家賃で住み続けることができるよう、公募原則の適用を外すととともに、住宅セーフティネット制度の家賃低廉化制度を大幅に拡充すること。
3. 空き家などの改修・登録に取り組む不動産事業者と貸主へのインセンティブ強化やコロナ感染症拡大防止等を推進するため、住宅セーフティネット制度の改修費補助及び登録促進に係る取組への支援を拡充すること。
4. 住宅セーフティネット制度の家賃債務保証料の低廉化制度を拡充し、残置物処分費用や原状回復費用に係る貸主の負担軽減を図ること。
5. 居住支援法人活動支援事業において、入居件数や住宅の類型別の単価に加え、

特に支援に困難を伴う障がい者や刑務所出所者等への支援を手厚く評価し、加算する制度を設けること。

6. 令和 2 年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など相談者の状況に応じた一貫した支援を可能とする事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう、恒久化し、取組自治体の増加を図ること。
7. 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない、息の長い見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。また、自立準備ホームの登録増を推進すること。
8. 住生活基本法や住宅セーフティネット法等住宅施策全般において、国土交通省と厚生労働省、都道府県・市区町村の役割・責務を明確化するとともに、法律を共管とするなど抜本的な連携強化を図ること。また、支援ニーズの把握・見える化・共有を推進し、市区町村における居住支援協議会設置や住生活基本計画の策定促進等、地方自治体における住宅行政と福祉行政のより一層の連携強化を図ること。
9. 令和 3 年度から改正社会福祉法に基づきスタートする重層的支援体制整備事業において、必要な予算を確保して居住支援などの参加支援の充実を図る等、市町村の包括的支援体制の構築を進め、必要な支援の提供を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 】

犯罪被害者支援の充実を求める意見書(案)

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。
2. (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。
3. 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。
4. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1カ所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。
5. 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、
国家公安委員会委員長 】

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
2. 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
3. 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
4. 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣 】

消費税率 5%以下への引き下げを求める意見書(案)

消費税 10%への増税のあとの景気低迷のもと、日本経済は新型コロナウイルス感染症の影響により深刻化し、多くの国民・市民に影響が出ています。いまずぐに対策を打たなければ、飲食業や製造業を初め、さまざまな業種で廃業、倒産を招き、地域の雇用が失われてしまいます。

そもそも消費税増税は、庶民の購買意欲に影響を及ぼすだけでなく、低所得者ほど負担が重いため、貧困と格差拡大の助長にもつながっています。

消費税減税を国が決断することにより、新型コロナの収束後も、生活必需品などの消費税負担を軽減すれば、国民の購買力を高める景気策となります。

ことし3月には与党自民党からも112人の衆参国会議員が、消費税率を10%から5%へと大幅に引き下げること、消費税は当分の間軽減税率を0%とし、全品目軽減税率を適用すること(消費税法の停止でも可)など、具体的な提言を行っています。

大企業や富裕層を優遇する税制を是正すれば、社会保障を支える財源を確保することはできます。社会保障や地域経済振興を優先し、個人消費を伸ばすことで小規模事業者や中小企業からの税収を増やすこともできます。

よって、飯塚市議会は、コロナ危機を打開し、住民のくらし、地域経済を応援するために、すみやかに消費税を5%以下へ引き下げることが強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：川上直喜 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣 】

大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書（案）

平成 24 年 7 月に施行した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」いわゆる FIT 法により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設され、これにより、本市を含む全国各地において、大規模太陽光発電設備の開発・設置が進んでいます。しかしながら、太陽光発電設備に関する開発については国において十分な法整備がなされているとは言い難い状況であり、各自治体の土地利用に関する計画等との調整が図られていないまま開発されるなどの問題が起きています。

本市においても、住宅地に隣接する緑地帯である山林において大規模太陽光発電設備の開発が進められており、開発規模が余りにも大きいことから災害発生などが危惧されております。本市としては、最大限の対策措置を講じるよう県の指導と監督をお願いしたところであり、併せて、平成 29 年 4 月施行の改正 FIT 法においても、地域との関係構築が努力義務とはなっているものの、未だ、住民に十分配慮した事業の実施がなされているとは考えにくい状況であります。

また、大規模以外の太陽光発電設備においても、関係法令基準以下という理由で、地域住民への十分な配慮がなされないまま、開発が進められる問題も発生しております。

本議会は、地域住民の十二分な安全・安心のため、県においては、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

1. 大規模太陽光発電設備を許可する場合は、想定外であったという災害や被害が発生しない対策で周辺住民の不安が払拭されるように、開発業者において許可基準を上回った最大限の対策措置が講じられるとともに、適切な維持管理が行われるよう、県の責任により指導・監督すること。
2. 太陽光発電設備の開発に際しては、防災、景観、環境等の観点から、立地が望ましくない、もしくは多くの課題があるエリアの設定、発電施設の開発・設置に当たり遵守すべき事項の設定、開発地域の周辺住民との合意形成手続きの設定、長期間、安全かつ安定した発電事業を継続できる適切な維持管理及び適正な撤去・廃棄方法の設定等について、国に法令等の整備を至急行うよう要望すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：兼本芳雄 】

【 提出先：福岡県知事 】